

警察における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1 「基本計画」における警察の施策

H17.12.27

警察の施策数 61(再掲分を含めると70)

直ちに取り組む施策 47施策

各都道府県警察に対し、「犯罪被害者等基本計画への対応」、「被害者対策推進計画」(局長通達)を発出

1年以内に実施 3施策(～H18.12)

- ア 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
- イ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減
- ウ 捜査に関する適切な情報提供(「被害者の手引」及び「被害者連絡制度」の改善)

関連の政令・規則や規程を改正するなど実施済み

2年以内に実施 11施策(～H19.12)

- ア 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討
- イ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討
- ウ 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及びこれに附随する検討事項

平成18年4月、「犯罪被害者等施策推進会議」の下に設置された次の3つの検討会で検討が進められている。

- ・ 経済的支援に関する検討会
- ・ 支援のための連携に関する検討会
- ・ 民間団体への援助に関する検討会

「基本計画」閣議決定

2 平成19年度から新たに取り組んでいる施策

(1) 「被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る公費負担の実施」

犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画
犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対して必要な施策を講ずべきことが求められていたところ。



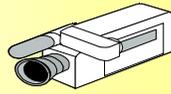
警察庁において、被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、平成19年度新規に予算措置を講じた。

(2) 保護対策の推進

全国の都道府県警察に対して、けん銃等使用の報復を受けるおそれがある保護対象者の自宅等における監視活動を強化するためのシステムを整備



緊急通報装置
録画装置
カメラ



を保護対象者の自宅等に設置

暴力団等からのけん銃等
使用報復事案発生の際、
犯行を撮影・録画

【保護対象者】
暴力団犯罪の被害者等で、
暴力団等から危害を被る
おそれのある者

(3) 「匿名通報モデル事業」の実施

少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる制度。

本年10月1日から実施。(別添資料参照)

(4) 「カウンセリング職員に対する専門研修」について

各都道府県警察において、臨床心理士等の資格を有するカウンセリング職員を配置



・被害者等に対するカウンセリングの実施
・専門的知識を活かした研修会等における他の職員に対する講義の実施



カウンセリング技能の向上を図るため、実践的・専門的研修を実施

子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業

別添資料

(通称：匿名通報ダイヤル)

～平成19年10月1日から実施～

情報提供者

犯人を検挙してほしい

現に犯罪被害に遭っている子どもや女性を救ってほしい

でも警察には通報したくない

- ・身分を知られたくない
- ・捜査協力が面倒
- ・情報が風評

都道府県警察において所要の捜査等を実施

対象犯罪

少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯
(被害者本人からの申告が期待しにくく、潜在化しやすい犯罪)

都道府県警察

0120-924-839



情報提供者に受付番号を付与
受託団体から情報提供者へ情報料を支払(最高10万円)

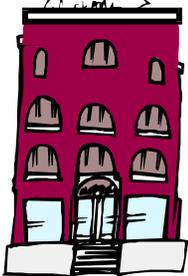
情報提供者から受託団体へ匿名で通報

警察庁から都道府県警察へ情報を伝達

事件解決等の場合に警察庁へ報告

受託団体

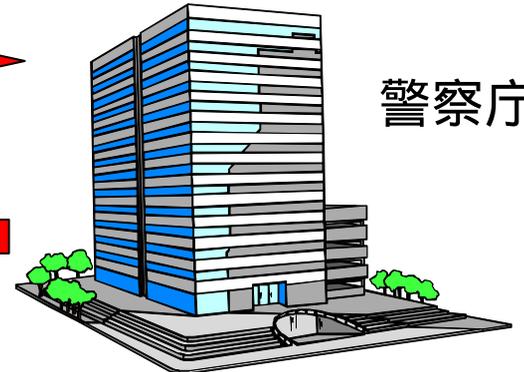
(日本ガーディアン・エンジェルス)



受託団体から警察庁へ情報を報告

警察庁

警察庁から受託団体へ事件解決等に貢献した情報に係る受付番号及びその貢献度を通知



受託団体が受付番号及び情報料を支払う旨を専用サイトに掲載

警察庁において情報の貢献度を審査